

令和7年度第1回 野田市特別職報酬等審議会 次第

日時 令和7年11月13日（木）

午前10時00分から

場所 市役所低層棟4階 委員会室

1 開 会

2 議 題

（1）議員報酬及び特別職の職員の給料について

3 その他

4 閉 会

議題 1 議員報酬及び特別職の給料について

1 議員報酬及び特別職の給料について

(1) これまでの経緯

議員報酬及び特別職の給料につきましては、平成9年度の答申で「今回は近隣都市との是正をするための引き上げであり、今年度以降の報酬額の決定については、定期的に見直しをし、近隣都市との均衡を逸しないこと。」との意見が付されましたが、バブル崩壊後の景気後退の影響もあり、翌年以降は審議会が開催されることはなく、報酬等についての議論や額の改定が行われることはありませんでした。

その後、令和3年度の審議会で議論を再開し、昨年度の審議会におきまして、「特別職は据え置き、議員報酬については、人口規模の類似団体（14～16万人）41市の平均額を考慮し、引き上げる。」との答申をいただき、令和7年4月に改定を行いました。

なお、期末手当につきましては、令和5年度の審議会において「一般職に合わせた形で人事院勧告を基にした期末手当の改定を行うこと」との答申をいただき、毎年度改定を行っております。

【令和7年度報酬月額（前年比）】

市長	972,000円（-）	議長	564,000円（+17,000円）
副市長	831,000円（-）	副議長	509,000円（+17,000円）
教育長	750,000円（-）	議員	467,000円（+17,000円）
水道事業管理者	740,000円（-）		

(2) 議員報酬及び特別職の給料の見直しについて

議員や特別職の職員は、一般職の職員とは職務の内容や職責等が大きく異なり、報酬等につきましてもその職務の特殊性に応じて定められるものと考えます。このため、民間賃金の比較等により決定される一般職の職員の給与改定の考え方を参考とする以外にも、類似団体との比較やその時々为社会経済情勢等が反映されることが重要となります。

昨年度の審議会におきまして、議員報酬につきましては人口規模の類似団体（14～16万人台）の平均報酬額に合わせる案をもとに審議をし答申をいただきました。これは、全国市議会議長会の調査で議員報酬の額はある程度人口規模に比例しているとのデータがあり、議員活動内容等を考慮した際に人口規模が同規模の団体の平均報酬額の方が、比較的人口規模の大きい近隣市の平均報酬額より適切な額なのではとの考えからでした。なお、議長・副議長につきましては、各自治体において議会内での役割が異なることから他団体の状況は考慮せず、従前の議員との差額を据え置く方向といたしました。

逆に特別職の給料につきましては、人口規模による類似より、地域性から生じる類似が多く、近隣市の報酬額と比較した方が適切な額か判断できると考えから東葛9市の報酬額と比較いたしました。

現在の報酬額につきまして昨年と同条件で比較したところ、議員報酬及び特別職の給料ともに以下の結果から妥当な額と思われるため、今年度の改定は必要ないと考えております。

【議員報酬】

- ・人口規模の類似団体（14～16万人台）の平均報酬額と同程度である。
- ・県内37市の平均報酬額と比較した場合に人口規模の順位を報酬額の順位が上回っているが、東葛9市で政務活動費を含めた報酬額を比較した場合、人口規模の順位と同順位となっている。

【特別職の給料】

- ・東葛9市で地域手当を含めた額を比較した場合、人口規模の順位と同順位となっている。

（３）令和７年度の人事院勧告（令和７年８月７日勧告）

人事院では、国家公務員の給与の改定にあたり、毎年、公務員の給与水準を民間の給与水準に均衡させることを基本として、月例給の額や賞与の率について勧告を行います。

人事院の給与勧告の対象となるのは、一般職の国家公務員となり、人事院では、国家公務員と民間の４月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行います。

なお、今回の人事院勧告にあたり、行政課題の複雑化・多様化を踏まえると、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな民間企業と比較することが適当と、比較対象の企業について、企業規模50人以上から企業規模100人以上への見直しがなされています。

野田市におきましては、一般職の職員の給与について、人事院勧告を基にした国の制度に準じ、職員の給与制度を構築しております。

①月例給

民間給与との較差15,014円を解消するため、初任給を引き上げる等、俸給表を引上げ改定する。（実施時期は令和７年４月１日）

【初任給】

- ・民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ、初任給を引上げ（一般職試験（高卒）を12,300円、一般職及び総合職試験（大卒）を12,000円引上げ）

（参考）国家公務員と野田市の初任給の比較

区 分		級号給	改定前	改定後	差額
一般職（高卒）	国	1 級 5 号	188, 000 円	200, 300 円	12, 300 円
	野田市	1 級 9 号	194, 500 円	※206, 700 円	12, 200 円
一般職（大卒）	国	1 級 25 号	220, 000 円	232, 000 円	12, 000 円
	野田市	1 級 29 号	225, 600 円	※237, 600 円	12, 000 円

※人事院勧告に合わせて改定した場合の額

【俸給表】

- ・ おおむね30歳代後半までの職員が在職する号俸に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で俸給表を引上げ改定
- ・ 平均改定率は全体で3.0%。（1 級：5.2%、2 級：4.2%、3 級：3.4%、4 級：2.9%、5 級～10 級：2.8%）

②期末・勤勉手当（ボーナス）の引上げ

- ・ 民間の支給状況に見合うよう0.05月分引上げ 年間4.60月分→4.65月分
- ・ 支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当を0.025月分ずつ均等に配分

（参考）人事院勧告及び野田市の期末勤勉手当の支給率の推移

年 度	人事院勧告の内容			野田市一般職		野田市特別職・議員	
	月例給	支給率	対前年比	管理職	その他	支給率	人勤、一般職との差
平成28年度	0.17%	4.30月	0.10月分	4.30月		4.30月	0
平成29年度	0.15%	4.40月	0.10月分	4.40月		4.30月	△0.10月分
平成30年度	0.16%	4.45月	0.05月分	4.45月		4.30月	△0.15月分
令和元年度	0.09%	4.50月	0.05月分	4.50月		4.30月	△0.20月分
令和2年度	—	4.45月	△0.05月分	4.40月	4.45月	4.20月	△0.25月分
令和3年度	—	4.30月	△0.15月分	4.25月	4.30月	4.20月	△0.10月分
令和4年度	0.23%	4.40月	0.10月分	4.40月		4.25月	△0.15月分
令和5年度	0.96%	4.50月	0.10月分	4.50月		4.50月	0
令和6年度	2.76%	4.60月	0.10月分	4.60月		4.60月	0
令和7年度	3.62%	4.65月	0.05月分	(現 行) 4.60月		(現 行) 4.60月	—

※令和2年12月期から令和3年12月期までの間、市独自の削減策として、市議会議員、

特別職及び一般職（管理職のみ）の支給率を、人勤の支給率より0.05月分引下げ

(4) 県内自治体、人口規模の類似する団体との比較均衡

①議員報酬について（令和7年度）

本市の議員報酬は月額467,000円となっており、人口規模に近い全国の団体で見ると、人口が14万人から16万人台の自治体の報酬額の平均（470,800円）との比較では、3,800円低くなっています。

また、千葉県内37市の議員報酬額の平均（430,700円）より36,300円高くなっていますが、東葛9市の平均（524,200円）より57,200円低くなっています。

※議員には、一般職に支給される地域手当の支給はなく、議員報酬のみが毎月支給されます。

なお、令和7年4月以降に金額を改定した市は県内で2市、うち東葛が2市、人口規模の類似団体では6市となっています。

議員報酬

	議長	副議長	議員
野田市	564,000円	509,000円	467,000円
① 人口14～16万人台の市 (42市)の平均	564,200円 (△200円)	506,600円 (2,400円)	470,800円 (△3,800円)
②-1 県内(37市)平均	512,000円 (52,000円)	459,900円 (49,100円)	430,700円 (36,300円)
②-2 東葛(9市)平均	629,700円 (△65,700円)	566,200円 (△57,200円)	524,200円 (△57,200円)

※カッコ内の数値は、野田市との比較

(参考) 全国市議会議長会の資料による人口段階別の議員報酬の比較

人口	市数	議長	副議長	議員
5万人未満	303市	420,000	364,000	339,000
5～10万人未満	234市	488,000	432,000	404,000
10～20万人未満	144市	559,000	501,000	467,000
20～30万人未満	40市	643,000	582,000	544,000
30～40万人未満	29市	702,000	643,000	600,000
40～50万人未満	15市	740,000	669,000	624,000
50万人以上	7市	770,000	701,000	642,000
特別区	23市	926,000	794,000	614,000
指定都市	20市	958,000	862,000	787,000
全国平均	815市	522,000	461,000	426,000

※令和6年12月現在の数値

議員報酬及び政務活動費（月額）

	議長	順位	副議長	順位	議員	順位	政務活動費
船橋市	759,000	1	686,000	1	613,000	1	80,000
松戸市	720,000	3	660,000	2	590,000	3	80,000
市川市	724,000	2	652,000	3	604,000	2	80,000
柏市	677,600	4	605,600	4	585,300	4	80,000
流山市	547,900	7	488,100	7	458,250	7	40,000
浦安市	630,000	5	560,000	5	520,000	5	30,000
野田市	564,000	6	509,000	6	467,000	6	22,500
我孫子市	540,000	8	480,000	8	450,000	8	25,000
鎌ヶ谷市	505,000	9	455,000	9	430,000	9	20,000

議員報酬（政務活動費を含む月額）

	議長	順位	副議長	順位	議員	順位
船橋市	839,000	1	766,000	1	693,000	1
松戸市	800,000	3	740,000	2	670,000	3
市川市	804,000	2	732,000	3	684,000	2
柏市	757,600	4	685,600	4	665,300	4
流山市	587,900	6	528,100	7	498,250	6
浦安市	660,000	5	590,000	5	550,000	5
野田市	586,500	7	531,500	6	489,500	7
我孫子市	565,000	8	505,000	8	475,000	8
鎌ヶ谷市	525,000	9	475,000	9	450,000	9

増額改定した市

我孫子市（県内・東葛）
 愛知県刈谷市（人口規模類似）
 三重県松阪市（人口規模類似）
 東京都武蔵野市（人口規模類似）
 埼玉県朝霞市（人口規模類似）
 埼玉県戸田市（人口規模類似）
 滋賀県草津市（人口規模類似）

②特別職の給料について（令和７年度）

本市の特別職の給料のうち、市長の給料は月額972,000円となっており、千葉県内37市の市長給料額の平均（902,700円）より69,300円高くなっていますが、東葛9市の平均（979,500円）と比較すると、7,500円低い状況です。

さらに、人口規模が近い全国の団体で見ると、人口が14万人から16万人台の自治体の市長給料額の平均（980,800円）との比較では、8,800円低くなっています。
※水道事業管理者については、水道事業の有無、管理者設置状況等が各自治体で異なるため、比較が難しい状況です。

また、令和７年４月以降に金額を改定した市は県内で１市、うち東葛が１市、人口規模の類似団体では６市となっています。

特別職の給料

	市長	副市長	教育長
野田市	972,000円	831,000円	750,000円
① 人口14～16万人台の市 (42市)の平均	980,800円 (8,800円)	809,100円 (△21,900円)	713,700円 (△36,300円)
②-1 県内(37市)平均	902,700円 (△69,300円)	756,200円 (△74,800円)	682,800円 (△67,200円)
②-2 東葛(9市)平均	979,500円 (7,500円)	814,000円 (△17,000円)	734,900円 (△15,100円)

※カッコ内の数値は、野田市との比較

増額改定した市

我孫子市（県内・東葛）
愛知県刈谷市（人口規模類似）
三重県松阪市（人口規模類似）
愛知県小牧市（人口規模類似）※教育長のみ
東京都武蔵野市（人口規模類似）
埼玉県朝霞市（人口規模類似）
滋賀県草津市（人口規模類似）

なお、特別職につきましては、一般職と同様に、給料の他に地域手当が毎月支給される自治体があります。野田市におきましては、令和３年度の特別職報酬等審議会にて特別職の地域手当を廃止とする答申をいただき、現在は地域手当を支給していません。

以下は、東葛９市の地域手当を含む特別職の給料の比較になります。

特別職の給料（月額）

	市長	順位	副市長	順位	教育長	順位
船橋市	1,076,000	1	818,000	5	730,000	7
松戸市	1,050,000	2	860,000	1	760,000	1
市川市	1,016,000	3	837,000	2	744,000	4
柏市	974,900	5	801,400	6	731,400	6
流山市	926,500	7	800,000	7	741,300	5
浦安市	1,000,000	4	830,000	4	750,000	2
野田市	972,000	6	831,000	3	750,000	2
我孫子市	900,000	8	769,000	9	702,000	9
鎌ヶ谷市	900,000	8	780,000	8	705,000	8

特別職の給料（地域手当を含む月額）

	市長	順位	副市長	順位	教育長	順位	地域手当（率）
船橋市	1,205,120	1	916,160	4	817,600	4	12%
松戸市	1,155,000	2	946,000	1	836,000	2	10%
市川市	1,137,920	3	937,440	2	833,280	3	12%
柏市	1,043,143	5	857,498	6	782,598	6	7%
流山市	995,988	6	860,000	5	796,898	5	7.5%
浦安市	1,120,000	4	929,600	3	840,000	1	12%
野田市	972,000	7	831,000	7	750,000	7	支給なし
我孫子市	900,000	8	769,000	9	702,000	9	支給なし
鎌ヶ谷市	900,000	8	780,000	8	705,000	8	支給なし

（５）野田市の財政状況について

最新の「令和５年度 財政状況資料集」では、歳入総額は約596億5,219万円で、人口1人当たり約38万7千円となっています。

歳入の主な内訳は、地方税が約232億3,931万円（人口1人当たり約15万1千円）で39.0%、地方交付税依存度は10.1%で、比較的自主財源が多い状況です。

一方、歳出総額は約580億2,235万円で、人口1人当たり約37万7千円となっています。

地方債現在高は約403億1,340万円（人口1人当たり約26万2千円）で、財政力指数は0.80と、一定の財政力を有しています。

また、実質公債費比率は4.3%、将来負担比率は0%、経常収支比率は93.5%で、これらの指標からも、野田市の財政は健全性を維持していると評価できます。

（６）社会経済情勢の変動について

①月例経済報告（内閣府）

景気に関する政府の公式見解である「月例経済報告」においては、最近の状況について「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している」との見方が示されています。

【令和7年9月 月例経済報告における基調判断】

景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。

②消費者物価指数（総務省）

物価の動きを、ある時点と比べて比率の形で表した数値として、総務省から「消費者物価指数」が公表されています。

全国の消費者物価指数（総合）で比較すると、令和2年を100.0とした場合、令和6年は108.5と大幅に物価水準が上昇しています。また、今年に入ってから物価上昇傾向が続いており、令和7年8月の総合指数は112.1となり、前年同月比で見ても2.7%上昇しています。

③毎月勤労統計調査（厚生労働省）

賃金、労働時間及び雇用の変動の状況を、厚生労働省が「毎月勤労統計調査」により公表しています。

「現金給与総額」の年平均について、令和2年を100.0とした場合、令和6年は109.2と上昇しております。このうち、「きまって支給する給与（定期給与）」から時間外勤務手当など超過労働手当分を除いた「所定内給与」で比較すると、令和2年を100.0とした場合、107.1となっています。

令和7年も上昇傾向にあり、令和7年7月分結果（確報値）で、前年比ベースで「現金給与総額」が3.4ポイント、「所定内給与」が2.0ポイント上昇しています。

一方で、物価変動を考慮した「実質賃金」の指数では、令和2年を100.0とした場合、令和6年は前年比で△0.3ポイントとなっており、今年状況で見ても、令和7年7月分結果（確報値）では、前年同月比△0.2ポイントと、7か月連続でマイナスとなっています。このことは、物価の上昇に賃金の伸びが追いついていない状況を表しており、インフレが持続する中、賃金上昇が追い付かない場合、消費者の購買力がさらに低下し、個人消費の減少が懸念されています。

一般職の人事院勧告の勧告率、春闘賃上げ率、最低賃金及び消費者物価指数

年度	人事院勧告 月例給	春闘賃上げ率		最低賃金 (引上率)	消費者 物価指数
		全体	中小企業		
令和2年度	—	1.90%	1.81%	925 円 (0.22%)	100
令和3年度	—	1.78%	1.73%	953 円 (3.03%)	99.8
令和4年度	0.23%	2.07%	1.96%	984 円 (3.25%)	102.3
令和5年度	0.96%	3.58%	3.23%	1,026 円 (4.27%)	105.6
令和6年度	2.76%	5.10%	4.45%	1,076 円 (4.87%)	108.5
令和7年度	3.62%	5.25%	4.65%	1,140 円 (5.95%)	※112.1

※令和7年8月の指数